

最低賃金の引き上げを求める意見書（案）

格差と貧困の広がりが深刻ないま、低すぎる最低賃金の引き上げは喫緊の課題である。

OECD の調査によれば、過去 21 年間に日本の時給は 8 % も減っている。主要国で、賃金が下がったのは日本だけである。

賃上げと長時間労働の是正をすすめ、8 時間働けば普通にくらせる社会にしていくことは、家計消費を増やし、日本経済を立て直すかなめである。

いま最低賃金をただちに全国どこでも 1000 円に引き上げ、1500 円をめざす運動が広がっている。こうした世論に押され、政府は最低賃金を毎年 3 % のペースで引き上げ、早期に全国加重平均 1000 円をめざすとしているが、茨城はあと 7 年もかかることになる。

鹿児島県労働組合総連合が最低生計費調査を行ったが、男女とも 1500 円以上必要という結果が出ている。しかも、鹿児島の最低賃金は全国最下位の時給 761 円で、最も高い東京と年収で 45 万円もの差がある。

茨城も例外ではない。東京と茨城の最低賃金は、年収で 31 万円もの格差を生み出し、首都圏への労働力流出など地方の疲弊を加速させている。建設、介護・保育など福祉分野の労働力不足は深刻で、地域経済に大きな影響を与えている。

最低賃金の引き上げで恩恵が大きいのは、女性や若者が多く非正規雇用の労働者である。また、地域経済の活性化や労働者全体の賃上げに波及する効果もある。

カギを握るのは、中小企業への賃上げ支援で社会保険料の事業主負担分を減免し賃上げを応援することである。ところが、政府が中小企業の最賃引き上げ支援策として支給する「業務改善等助成金」の予算額は、2014 年度 35.9 億円から 19 年度当初予算 6.9 億円と大幅に削減されている。交付件数も 14 年度 2767 件から 18 年度 655 件に減少している。

予算規模を現在の 1 千倍の 7000 億円へと抜本的に拡充して労働者を雇用すれば、赤字でも負担する社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する中小企業への支援制度を実現することができる。

よって、政府においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金をただちに全国一律で時給 1000 円に引き上げるとともに、1500 円をめざすこと。
2. 中小企業への支援策と一体に最低賃金を引き上げるため、予算を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

茨城県議会議長 川 津 隆

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長